

平成30年9月27日

山都町議会議長 工藤 文範 様

経済建設常任委員長 藤原 秀幸

委員会審査報告書

認定第2号 平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本委員会に付託された平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

(意見)

平成29年度山都町水道事業決算においては、上水道事業の決算の認定に併せ、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分について議会の議決が求められている。

審査の結果、41,205,703円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、係数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

平成32年度から簡易水道事業と上水道事業が統合され、新たな地方公営企業会計制度が始まる。円滑な移行ができるよう準備に万全を期されたい。